

ご意見シート（一覧）

	資料番号	ご質問	回答
1	資料 1	基本目標 1 （２）情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の推進について 視覚障害・聴覚障害以外の肢体不自由や知的障害のある方については別途項目があるのか。それとも「等」に含まれているのか。 情報弱者として、一般的にまず視覚障害・聴覚障害が思い浮かぶが、時代的な対応としてその他の障害に対する対応についても必要ではないのか。	視覚障害・聴覚障害以外の肢体不自由や知的障害のある方についても、「等」に含まれており、対象としている。 次回の計画案で具体的な取組内容を示す。
2	資料 1	基本目標 1 （１）相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進 基本目標 4 （１）保育・教育における支援体制の充実 （３）学校教育・社会教育の充実について 保育・教育の場での「共に学ぶ」ことのできる環境の整備が必要ではないか。特に教育の場で、障害のある子どもとない子どもを分けてしまうと、相互の理解は進みにくい。ただ、義務教育段階で「共に学ぶ」環境を整えるためには、1学級の定員を 20 名くらいにするとか、常に先生が二人体制で授業をするような環境にする必要がある。	一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた支援を行いながら、障害の有無にかかわらず共に学ぶ機会の確保に努めている。今後も関係課が連携し、子どもたちが安心して学び、互いに理解し合える環境づくりを進める。
3	資料 1	基本目標 1 （５）様々な障害に関する理解促進に基づく支え合いについて 「理解促進」に加えて「理解促進に基づく支えあい」となったことは、積極的な前進がはかれるものと期待するが、内容について教えて欲しい。	障害等に関する理解を深めるだけでなく、その理解を地域での具体的な配慮や支援、助け合いにつなげていくことを明確にした。
4	資料 1	基本目標 6 について 個別避難計画の策定は、いつ完成することを目標にしているか。また、このために危機管理課やまちづくり共同課、健康福祉課と連携して自治会や民生委員・児童委員と一緒に取り組む必要があるが、どの程度連携し、進められているか。	関係課をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等と連携し、学区ごとの研修会などを通じて、地域における個別避難計画の作成を進めている。

	資料番号	ページ	ご質問	回答
5	資料 2		各種統計データと数値目標設定の方針が記載されていますが、数値目標の前に、当事者（保護者、当該者、企業等）の要望や希望、困りごとの実例を紹介して欲しい。 この資料だけでは、全くニーズが分からないので、目標設定ができない。 ただ、国の指標に合わせての目標でしかない。 守山独自のニーズを拾って、その改善目標を是非作成して欲しい。	国の指標を根拠の一つとしつつ、アンケート調査やヒアリング等で把握した守山市の実情や当事者のニーズを踏まえ、具体的な要望や実例と併せて、次回の資料で目標値をお示しする。
6	資料 2	3 ページ ～ 6 ページ	障害のある人の年齢別の推移（人数）のデータが示されていますが、事業所の受け入れ可能数はどうなっていますか？両者を対比しなければ、資料 1 No. 3 (2)⑤の「進路の実態と今後必要な資源の把握に努める」を行ったことにならないのではないかと。 湖南地域障害児・者サービス調整会議のデータを載せる必要があるのではないかと。 この点は 2024 プランと違い、現在守山市に新たな養護学校が建設中。昨年の国勢調査で滋賀県も人口減少に転じる中でも守山市を含む湖南福祉圏域だけがまだ増加傾向とされている。この地域には現在でも 400 名を超える規模の養護学校を 2 校も抱えている。このことは、生活介護を中心に事業所が不足し進路保障が困難な状況にいつそう拍車をかけることになる。データを示し、しっかりとした対応策を資料 1 No. 3 (2)⑤に記述する必要がある。	湖南圏域において「進路部会」を設置し各通所施設の現在および今後の受け入れ可能状況、ならびに養護学校卒業生をはじめとする今後想定される利用者数を把握し、利用者の進路の実態と今後必要となる社会資源の把握に努めている。 これらの具体的な数値を活用し、生活介護事業所等、必要な施設数など、今後の整備の方向性について検討していく。
7	資料 2	3 ページ ～ 6 ページ	(2) 身体障害のある人だけ「推移」になっている。2024 プランでは「状況」。他の障害種別 (3) (4) は状況。どちらにあわせるべきか？	「状況」で統一をする。
8	資料 2	9 ページ	障害のある人の雇用状況について 1. 令和 7 年度までは、法定雇用率は 2.5%で達成しているが、令和 8 年度から引き上げられたと聞いている。雇用者増員についての動きは出ているのか？ 2. 雇用未達成の企業が半数近くあるが、何かアクションを取っているのか？	市による企業訪問や、企業内人権教育推進協議会等による企業への研修、障害者就職フェア（面接会）などを通じて、障害者雇用の制度概要や、先進企業の取組内容について、研修・啓発・情報提供を行っている。

	資料番号	ページ	ご質問	回答
9	資料 2	9 ページ 10 ページ	(7) 障害のある子どもの就学状況について インクルーシブ教育推進の観点からは、特別支援学級への就学が望ましいが、令和8年度は令和5年度に比べ、支援学級は減り支援学校の就学状況が増えている。市として双方への就学に関し何らかの関与はしているのか。	市は、就学相談や教育支援委員会での検討、学校見学・体験、保護者への情報提供等を通じ、本人の教育的ニーズと保護者の意向を踏まえた適切な就学決定を支援している。 なお、就学先は市が一方的に決定・誘導するものではなく、個々の状況に応じて総合的に判断される。
10	資料 2	9 ページ	(7) 障害のある子どもの就園・就学状況【特別支援学級の状況】について 小中学校の学級数の中に、自閉・情緒学級の数はいくつか。また、児童・生徒数の中に「発達障害」の診断を受けている児童生徒数はいくらか。また、障害はあるが、支援学級ではなく通常学級で大半の授業を受けている児童生徒は何人いるか。	自閉症・情緒障害特別支援学級の数について 小学校 46 学級中 14 学級 中学校 22 学級中 11 学級 特別支援学級の児童・生徒の「交流および共同学習」は、総授業時数の2分の1以下を基準として、個々の実態や学習のねらいに応じて、可能な限り集団で学べるようにしている。
11	資料 2	9 ページ	(7) 障害のある子どもの就園・就学状況について 障害があることで、子育てに悩み、わが子を虐待してしまうような事例はないか。特に発達障害など「見えにくい」障害に対しては、親が悩みを抱えることが多く、子どもを虐待してしまって、子どもの愛着形成がうまくできず、ますます家庭内や教育の場で困難を抱えてしまうことがある。	保護者が孤立し悩みを抱え込むことや虐待につながることを防ぐため、子育て支援プログラムや保護者同士のグループワーク、ペアレントトレーニング等を実施している。 また、虐待のおそれがある場合には、園・学校と関係部署が連携し、速やかに支援する体制を整えている。
12	資料 2		2「障害のある人の状況」のあとに、3「障害者施設の整備状況」の項目を追加しデータを記載して欲しい。プラン 2024 と現時点での比較で、各種施設の設置数と利用者数の推移が解れば、プラン作成の検討に役立つと思う。各種施設としては、グループホーム（日中支援型などのタイプ別の数）、作業所（A型、B型等）、生活介護事業所などがあげられる。	設置数等について整理し、次回の協議会でお示しする計画案に掲載する予定。

ご意見等について （今後の計画案の作成に活かします）

	資料番号	ご意見
2	資料 1	基本目標 1 課題「障害理解の一層の取り組みが必要」の方策 1. 共生社会を目指した取り組みの強化 （1）インクルーシブ教育の一層の推進と充実 子どもたちが将来大人になった時、障害者への理解が進み共生社会実現の推進者になる。（教職員の研修・啓発、教育現場での障害のある子への理解の共有化など） （2）共生社会の事例に学ぶ人権学習 同和問題に対しては、地域や企業を巻き込んだ徹底的な人権学習が行われているが、障害者に関しても同じように、地域や企業を巻き込んで共生社会の事例紹介や実施体験をベースにした人権学習推進を目指す。
3	資料 1	基本目標 1 （2）情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の推進について 行政が各課相互に連携して、様々な障害のある方に届けられるようにする必要がある。例えば、危機管理課が提供する災害緊急通報の機器が聴覚障害の方への配慮に欠けているとか、人権政策課が事務局を担当している「人権教育推進協議会総会」の場面に手話通訳がないなどの実態がある。
4	資料 1	基本目標 1 （2）情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の推進について 情報弱者といわれる方々に対する情報アクセス・コミュニケーションのバリアフリーは重要な課題。特に守山市では、「“ワンストップ”で、誰もが利用しやすい庁舎」が基本方針に挙げられている。複数の課をまたぐ必要がある場合、知的障害や情報の整理が苦手な発達障害のある方には、1つの窓口で完結までのサポートや紹介（つなぎ）などの支援が必要と考えられる。 この点について、「情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進」や「プラン」にどのように反映されるか。「意思疎通支援の推進」に反映されるようお願いしたい。 また、「障害福祉サービスのスムーズな利用の支援」についても、関係機関等との情報共有だけでなく、障害のある方が適切な障害福祉サポートを受けられるよう、市が主体的にどのように支援するのか。
5	資料 1	基本目標 2 課題「成年後見制度など権利擁護の制度が、有効活用できていない」の方策 1. 見直しによる新しい成年後見制度の普及・啓発と既存制度利用者の移行支援 新しい成年後見制度の普及・啓発を図ると共に、従来の後見制度の利用者に対しどのような対応となるのかを明確にし、移行がスムーズに行えるように支援する。 2. 権利擁護のための、意思決定支援および意向確認支援の推進 （1）新しい成年後見制度と意思決定支援 従来後見人や保佐人が本人の意思決定支援や代行決定していたが、新制度では権限が限定され

		た補助人になるため、大部分は本人が意思決定することになる。その場合、意思決定の支援が非常に重要になる。また意思表示が困難な利用者への意思決定支援も必要になり、これらのあるべき具体的な支援プロセスや支援内容を確立する。 (2) 入所施設やグループホームから本人の望む地域生活を送るための意向確認支援 同じく意思表示が困難な利用者への意向確認のための、あるべき意向確認の支援の具体的なプロセスや内容のイメージ作り。
6	資料1	基本目標3 (2) 障害特性に応じた就労支援と場の拡大について 「障害のある人の就労支援と場の拡大」から「障害特性に応じた就労支援と場の拡大」へ変更することで、対象とする障害のある方の幅が広がると考えられる。 福祉事業所への民間参入が認められ、福祉事業所の数が拡大したというメリットが見られた一方で、事業種別に偏りがあり、特に生活介護事業所が不足している。また、生活介護の対象となる重度の知的障害や強度行動障害のある方は増えている。報酬改定のたびに民間事業者を中心に自由な参入や撤退が起こる市場の原理に任せていては地域における安定したサービスの継続的提供は確保されない。市場原理では解決されない部分に手を当てるのが行政の役割。重度の障害の方の課題については学齢期については語られているが、成人期にはあまり触れられていないため、「障害の特性に応じた」とすることにより、本章で扱われると思う。
7	資料1	基本目標5 課題 「重い障害のある人の地域生活」の方策 (1) 入所施設が定員削減、もしくは将来廃止される事を想定し、最重度の障害者の方々が地域で生活できるような、最重度の障害者の方々に適合したグループホームの設置 施設から地域移行の国の方針に従って、最重度の方々のグループホームの設置が必要になる。最重 度の方々が利用するグループホームは、多数の職員が必要になるなど従来のグループホームでは対応できず、重症心身者に近いような施設が想定される。そのためモデルを作り実証する事が必要。 (2) 地域生活移行のための、最重度の障害者に適合した日中支援（生活介護）施設の設置 最重度の知的障害者、強度行動障害者等の方々は、住む場所が確保できても作業所で働く事が出来ないので、障害特性に応じた生活介護施設が必要になる。これ等の利用者を受け入れるためのモデル施設を設置して実証する。
8	資料1	基本目標7について 福祉職員の補助金制度を継続的なものにして欲しい。
9	資料1	基本目標7について 滋賀県の施策のように、大学や専門学校に通っていた時の奨学金を肩代わりする施策もひとつの方法ではないか。